



社会保険労務士 朝比奈事務所NEWS

102-0072

東京都千代田区飯田橋 1-12-14 宮島ビル201

電話 03-5212-2192 ファックス 03-5212-2299

Web <http://www.sr-asahina.jp/> Mail asahina@sr-asahina.jp

改正高年齢者雇用安定法 概要（平成16年6月5日 参議院可決成立）

平成16年6月5日の参議院で、改正高年齢者雇用安定法が可決されました。これは年金の支給開始年齢まで働くことができるようにすることを目的としており、高年齢者の雇用確保措置 高年齢者等の再就職援助の強化等の措置が講じられることとなります。概要は下記の通りです。

高年齢者の雇用確保措置（平成18年4月1日から義務）

企業は定年引上げ・継続雇用制度の導入等により高年齢者の安定した雇用の確保を図らなければなりません。

定年（65歳未満のものに限る）の定めをしている場合は、下記A～Cのいずれかの措置を行わなければなりません。

- A．定年を65歳まで引き上げる
- B．継続雇用制度の導入
- C．定年の定めを廃止

* A の場合は、平成25年度までに段階的に引き上げるものとします。

期間	定年
平成18年4月～平成19年3月	62歳以上
平成19年4月～平成22年3月	63歳以上
平成22年4月～平成25年3月	64歳以上
平成25年4月～	65歳以上

* B の継続雇用制度を導入する場合は、継続雇用の対象を希望者全員としないことも可能です。その場合は労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を定めることが必要となります。なお、平成18年4月1日から政令で定める日まで（大企業は3年間、中小企業は5年間）の間は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることも可能です。

高年齢者等の再就職援助の強化等の措置

企業は高年齢者等の再就職を援助するために、求職活動支援書の作成・交付、募集及び採用についての理由の提示を行わなければなりません。

1．求職活動支援書の作成・交付

会社都合の解雇等により離職する高年齢者等で希望する者に求職活動支援書（職務経歴・職業能力等を記載した書面）を作成・交付しなければなりません。

2．募集及び採用についての理由の提示

労働者の募集及び採用の条件として65歳未満の上限年齢を定める場合は、退職者に対してその理由を明示しなくてはなりません。